

# 「アスタキサンチンを含む化粧料」に関する特許権侵害事件

—東京地裁平成28年8月30日判決（平成27年（ワ）第23129号）—



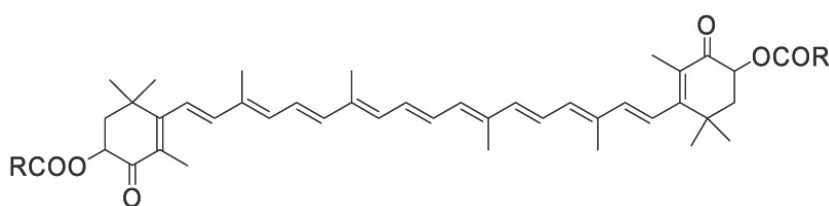
日本大学大学院知的財産研究科  
教授（弁理士） 加藤 浩

## 第1. はじめに

アスタキサンチンは、自然界に広く存在する赤い色素で、サケやエビ、カニなどに多く含まれるカロテノイドの一種である。従来、アスタキサンチンは、天然の色素として産業に利用されてきたが、近年、その抗酸化作用が注目され、健康食品、医薬品、化粧品などに利用されている<sup>1</sup>。

このような状況の下、平成27年8月17日、「アスタキサンチンを含む化粧料」に関する特許権侵害事件が東京地裁に提訴された。原告と被告は、いずれもアスタキサンチンを含む化粧料市場の注目企業である。その後、平成28年8月30日、この事件の判決（東京地裁平成27年（ワ）第23129号）が示された。

本稿は、「アスタキサンチンを含む化粧料」に関する特許権侵害事件として、上記判決について紹介し、考察を行うものである。



<アスタキサンチン>

## 第2. 事案の概要

本事件は、発明の名称を「分散組成物及びスキンケア用化粧料並びに分散組成物の製造方法」とする特許権を有する原告が、被告に対し、被告による被告製品の製造販売が特許権侵害に当たると主張して、被告製品の生産等の差止め及び廃棄、並びに損害賠償金（及び遅延損害金）の支

1 富士フィルム「アスタキサンチン含有化粧品の開発」(FUJIFILM RESEARCH & DEVELOPMENT) (No.52-2007)

払いを求めた事案である。

## 1. 原告の特許権

原告は、次の特許権（以下「本件特許権」といい、その特許を「本件特許」と、その特許出願の願書に添付された明細書を「本件明細書」という。）の特許権者である。

特許番号：第5046756号

出願日：平成19年6月27日（特願2007-169635号）

登録日：平成24年7月27日

発明の名称：分散組成物及びスキンケア用化粧品並びに分散組成物の製造方法

本件特許の特許請求の範囲請求項1、3及び4の記載は、次のとおりである（以下、請求項1の発明を「本件発明1」、請求項3の発明を「本件発明3」、請求項4の発明を「本件発明4」といい、これらを「本件発明」と総称する。）。

### (ア) 本件発明1

〔(a) アスタキサンチン、ポリグリセリン脂肪酸エステル、及びリン脂質又はその誘導体を含むエマルジョン粒子；

(b) リン酸アスコルビルマグネシウム、及びリン酸アスコルビルナトリウムから選ばれる少なくとも1種のアスコルビン酸誘導体；並びに

(c) pH調整剤

を含有する、pHが5.0～7.5のスキンケア用化粧品。〕

### (イ) 本件発明3

〔更にトコフェロールを含む、請求項1又は請求項2に記載のスキンケア用化粧品。〕

### (ウ) 本件発明4

〔更にグリセリンを含む、請求項1～請求項3のいずれか1項記載のスキンケア用化粧品。〕

なお、本件発明は、以下の構成要件に分説される（以下、それぞれの構成要件を「構成要件1-A」などという。）。

### (ア) 本件発明1

1-A (a) アスタキサンチン、ポリグリセリン脂肪酸エステル、及びリン脂質又はその誘導体を含むエマルジョン粒子；

1-B (b) リン酸アスコルビルマグネシウム、及びリン酸アスコルビルナトリウムから選ばれる少なくとも1種のアスコルビン酸誘導体；並びに

1-C (c) pH調整剤

1-D を含有する、pHが5.0～7.5のスキンケア用化粧品。

### (イ) 本件発明3

3-A 更にトコフェロールを含む、

3-B 請求項1又は請求項2に記載のスキンケア用化粧品。

### (ウ) 本件発明4

4-A 更にグリセリンを含む、